

# 令和6年度 第7回牧区地域協議会

日時：令和6年12月17日（火）

午後6時30分～

会場：牧区総合事務所301会議室

## 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 諮問事項

(1) 諮問第99号 川上笑学館の廃止について・・・・・・・・・・資料No.1

4 報告事項

(1) 牧湯の里深山荘の今冬の営業について・・・・・・・・・・資料No.2

5 自主的審議事項

(1) あらゆる人が安全・安心に住み続けたい「牧づくり」について 資料No.3

6 その他（連絡事項）

7 閉 会

上農振第14838号  
令和6年12月2日

牧区地域協議会  
会長 西山新平様

上越市長 中川幹太  
(農林水産部農村振興課)

川上笑学館の廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第99号 川上笑学館の廃止について  
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

施設の利用者数が減少していることや指定管理者である地域団体の構成員の高齢化などを踏まえ、施設の必要性や管理運営等について検討したところ、指定管理者から管理団体として継続が困難との申し出があった。これを受け、改めて施設の必要性等について検討した結果、体験交流や宿泊サービスは近隣の公共施設において代替できるとの判断に至り、令和6年4月1日から休止している。

令和6年5月からサウンディング型市場調査を実施したものの、意見提案がなく、民間需要や民間活用の可能性が見込めないことから、川上笑学館を公の施設として廃止することに関し、牧区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

現況	諮問内容				
<p>1 目的 都市部の住民と農村部の住民との交流を促進するとともに、地域の特性及び資源をいかした体験学習の場を提供することにより、地域の活性化を図るため、体験学習受入施設を設置する。</p> <p>2 名称及び位置</p> <table border="1" data-bbox="250 576 1102 675"> <thead> <tr> <th data-bbox="250 576 564 624">名称</th> <th data-bbox="564 576 1102 624">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="250 624 564 675">川上笑学館</td> <td data-bbox="564 624 1102 675">上越市牧区切光 1438 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①和室</li> <li>②研修室</li> <li>③食堂</li> <li>④浴室</li> <li>⑤その他附属施設</li> </ul> <p>4 利用時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①和室 午前 10 時から午後 9 時まで。ただし、宿泊利用にあつては、午後 4 時から翌日午前 9 時 30 分まで</li> <li>②研修室 午前 10 時から午後 9 時まで</li> <li>③食堂 午前 11 時から午後 9 時まで。ただし、和室の宿泊利用をする者の利用時間は、指定管理者が市長の承認を得て別に定める。</li> <li>④浴室 午前 10 時から午後 9 時まで。ただし、和室の宿泊利</li> </ul>	名称	位置	川上笑学館	上越市牧区切光 1438 番地	<p>1 廃止予定日 令和 7 年 4 月 1 日</p>
名称	位置				
川上笑学館	上越市牧区切光 1438 番地				

現況		諮問内容																																			
<p>用をする者の利用時間は、指定管理者が市長の承認を得て別に定める。</p> <p>5 休館日 火曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)とする。 ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>6 使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>上限額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">施設利用料</td> <td>一般</td> <td>1 人</td> <td>320 円</td> <td rowspan="3">・浴室の利用料金を含む。 ・未就学児は、無料とする。</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td></td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td>身体障害者等</td> <td></td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">和室</td> <td>日帰り利用</td> <td>1 室</td> <td>1,580 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">宿泊利用</td> <td>一般</td> <td>1 人</td> <td>4,950 円</td> <td rowspan="3">・3 歳未満の乳幼児は、無料とする。 ・飲食料金を除く。 ・施設利用料を含む。</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td></td> <td>3,850 円</td> </tr> <tr> <td>満 3 歳以上の未就学児</td> <td></td> <td>2,200 円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1 室</td> <td>3,150 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	上限額	摘要	施設利用料	一般	1 人	320 円	・浴室の利用料金を含む。 ・未就学児は、無料とする。	小学生		210 円	身体障害者等		210 円	和室	日帰り利用	1 室	1,580 円		宿泊利用	一般	1 人	4,950 円	・3 歳未満の乳幼児は、無料とする。 ・飲食料金を除く。 ・施設利用料を含む。	小学生		3,850 円	満 3 歳以上の未就学児		2,200 円	研修室	1 室	3,150 円		
区分	単位	上限額	摘要																																		
施設利用料	一般	1 人	320 円	・浴室の利用料金を含む。 ・未就学児は、無料とする。																																	
	小学生		210 円																																		
	身体障害者等		210 円																																		
和室	日帰り利用	1 室	1,580 円																																		
	宿泊利用	一般	1 人	4,950 円	・3 歳未満の乳幼児は、無料とする。 ・飲食料金を除く。 ・施設利用料を含む。																																
		小学生		3,850 円																																	
		満 3 歳以上の未就学児		2,200 円																																	
研修室	1 室	3,150 円																																			

※ 施設の利用状況等については参考資料 1 のとおり、施設に関する位置図・平面図については参考資料 2 のとおり

## 川上笑学館の利用状況等について

## 1 施設の概要

構造等	木造2階建て 延床面積：351.12㎡		
設置年度	平成7年度	補助事業名	山村振興等農林漁業特別対策事業

## 2 施設の利用状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	1,913	1,886	1,526	1,527	1,518
日帰り者数	1,602	1,509	1,230	1,165	1,167
宿泊者数	311	377	296	362	351
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1,092	463	554人	804人	850人
日帰り者数	812	289	361人	500人	576人
宿泊者数	280	174	193人	304人	274人

## 3 施設管理における市の収支状況

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①収入(千円)		-	-	-
②支出(千円)	管理運営委託料	4,292	4,292	4,292
	エネルギー価格高騰補填金	-	60	-
	その他	802	661	78
	合計	5,094	5,013	4,370
③公費投入額(②-①)(千円)		5,094	5,013	4,370
④利用者1人当たりの公費投入額(円)		9,195	6,235	5,141

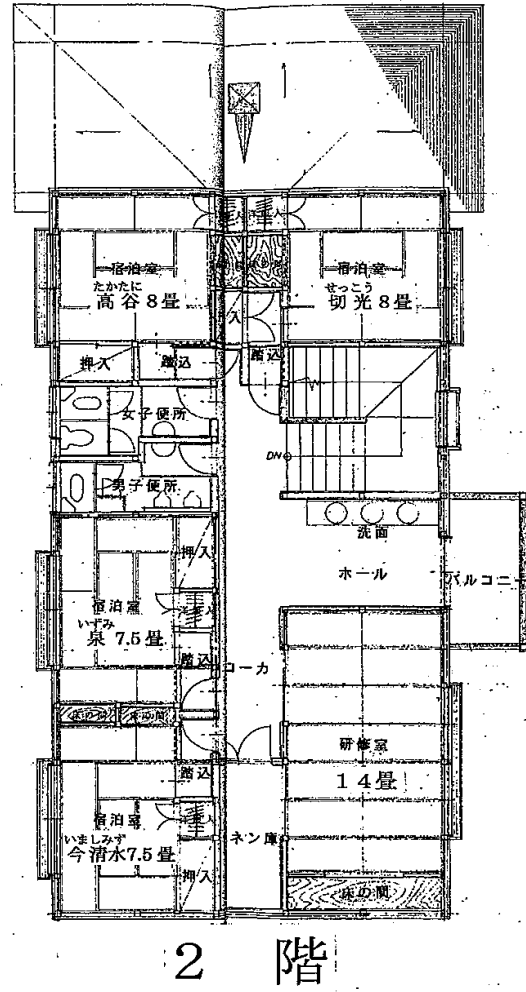
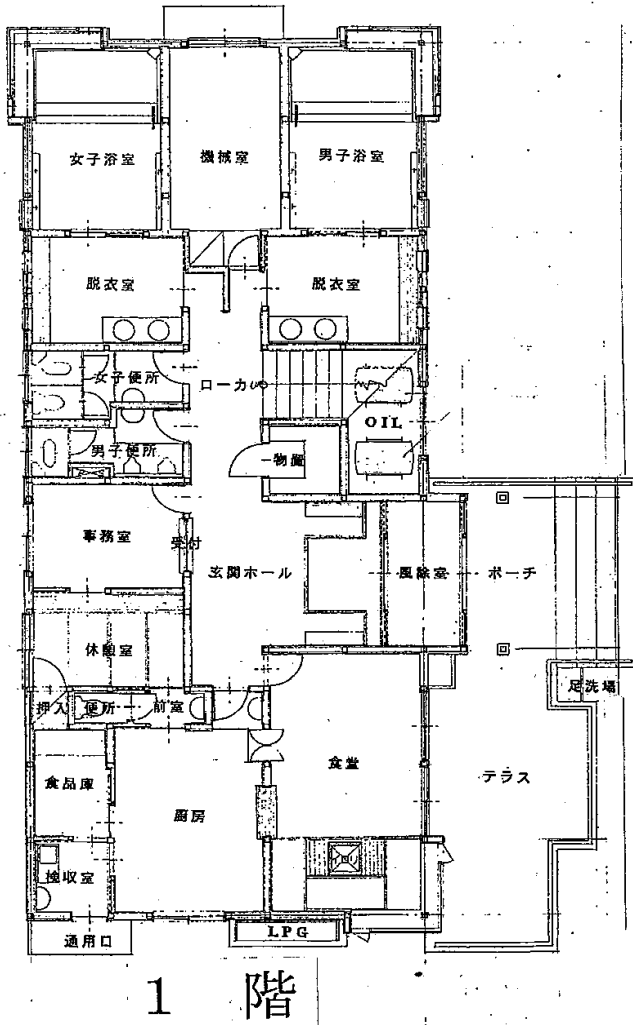
位置図



施設全景写真



川上笑学館 平面図



## 牧湯の里深山荘の今冬の営業について

## 1 営業内容

## 【変更前】

営業日	営業時間
月曜日、木曜日～日曜日、祝日	日帰り入浴 10：00～19：00 レストラン 11：30～19：30 (休憩時間 14：00～17：00)

【変更後】 期間：令和6年12月23日（月）から令和7年2月28日（金）まで

営業日	営業時間
変更なし	日帰り入浴 10：00～ <u>17：00</u> レストラン 11：30～ <u>14：00</u>

※ 宴会及び宿泊については通常通り受け付けします。

## 2 理由

冬期間は降雪により利用者の減少が見込まれることから、燃料費、人件費等を抑えるため。

## 3 その他

- ・令和7年3月1日（土）以降は、通常営業とする予定です。
- ・社会情勢等により、期間を短縮又は延長する場合があります。



あらゆる人が安全・安心に住み続けたい「牧づくり」  
～地域課題である「農業・林業」の議論展開に向けて～

「にぎやかな過疎を目指して」  
提案に関する取組事例・支援策等

令和6年12月17日(火)

牧区地域協議会

◆「農業・林業」の取組提案－牧の農林産業維持と支える体制づくり<にぎやかな過疎づくり>

担い手確保と育成<にぎやかな担い手>

- 農業法人の株式会社化
- 個人農業者の確保・育成
- 農林業公社の活動強化

半農半Xの推進<にぎやかな農村づくり>

- 半農半年金でいやし型農村づくり
- 半農半Xで生産された産物の直売

新たな会社が事務局機能を発揮し各組織間をコントロール

新たな産地化への挑戦<にぎやかな産地>

- メープルシロップの産地化
- 林業資源の活用(伐木と販売)
- 雪下野菜の栽培拡大

地域農林業を支える体制づくり<にぎやかな活動>

- 棚田サポート隊制度の確立と募集
- 棚田イベントの開催
- 元気な高齢者の働く場の設置

にぎやかな過疎を目指した様々な取組を下支えする事務局体制の構築が重要

◆「農業・林業」の取組提案－農地・地域資源の活用の考え方

取組提案

棚田の維持と有利販売(販路開拓)

- ・ 維持管理する棚田を線引きし、生産活動を維持
- ・ 牧の棚田米として有利販売を目指す
- ・ 農村景観の維持と景観マップの作製

林産資源の活用とカエデの植林・換金化

- ・ スギ林を伐採し、カエデを植林
- ・ カエデの樹液が採取可能になるまでの間は、植林地にミョウガを栽培し、販売

山菜資源の換金化と半農型コメ野菜づくり

- ・ 保全管理されている水田に山菜、カボチャ、大根、キャベツ、えごま等の栽培を進める。
- ・ 癒し型野菜作りとして通勤型の半農型コメ・野菜づくりを進める。

取組の例



農地利用のあり方の話し合い



棚田米オリジナル商品開発



スギ伐採地へのイタヤカエデ植林(牧区榎谷地内)



休耕田で山菜やヨモギを栽培・出荷(市内中山間地域)

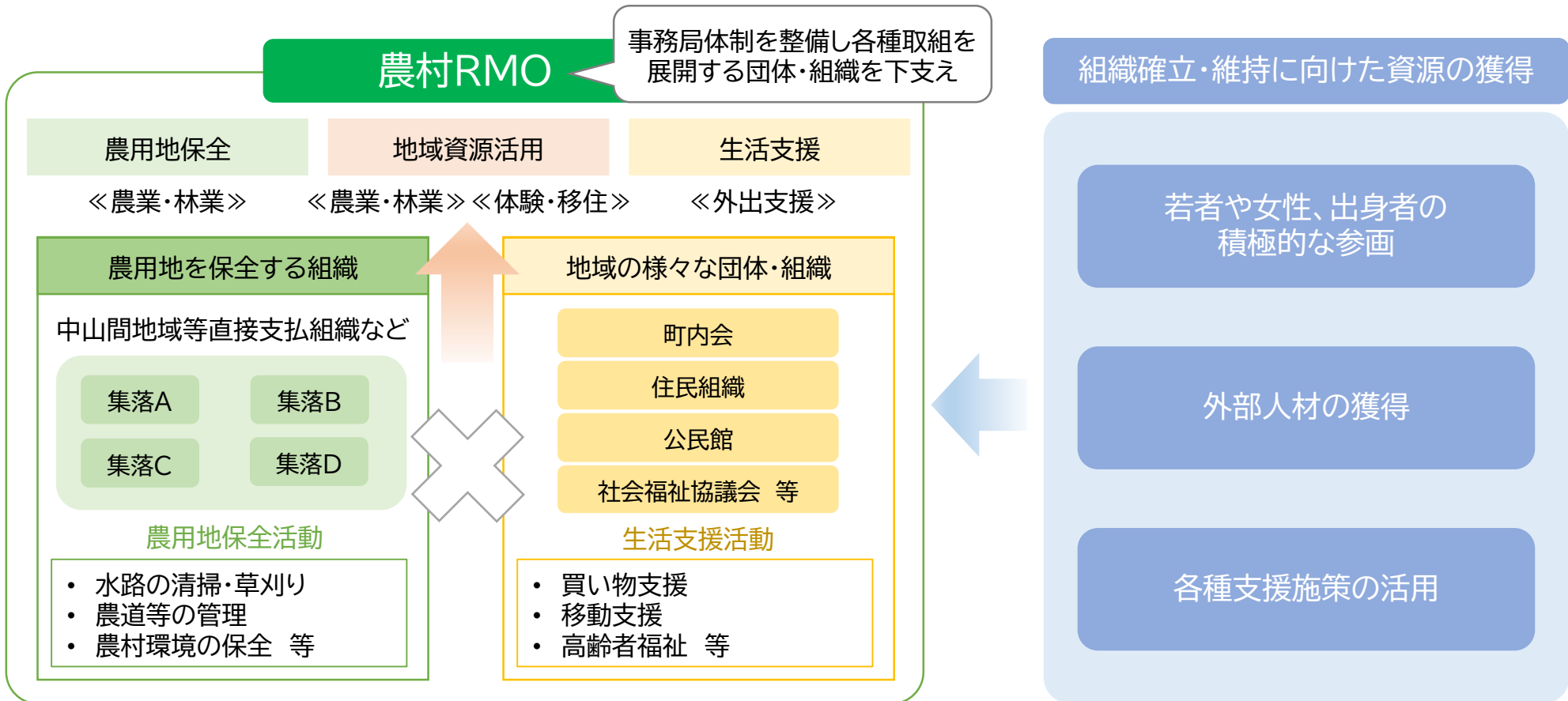
## ◆ 各種取組を担う団体・人物を下支えする体制整備の事例

※参考・引用 農林水産省農村振興局農村政策部「中山間地域の農用地保全と農村型地域運営組織(農村RMO)の形成について」

### 農村型地域運営組織(農村RMO)の構築・展開による各種取組の下支えと分野横断的な展開

- 農村RMOとは ～Region Management Organization ※RMO自体に認定・認証制度や法人格の付与はなし

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織



分野横断的に様々な人や団体の関わりを促していくことが重要

※参考・引用 農林水産省農村振興局農村政策部「中山間地域の農用地保全と農村型地域運営組織(農村RMO)の形成について」

## ◆ 農村RMOによる取組事例～福島県猪苗代町

### 地域の概要

中山間地域等直接支払制度の集落協定等による農地保全活動を契機に、地域の担い手がけん引役となり集落営農組織を立ち上げ、農家レストラン運営による所得向上の取組を行うとともに、公益活動組織による生活支援活動も実施。

みねゆいのむら

平成29年、地域内組織を束ねる「見祢結乃村未来協議会」を設立。

### 農用地保全

### 日本型直接支払制度の活用

平成12年度から中山間地域等直接支払制度による取組を開始し、農業を中心とした所得向上や地域活性化活動へ活用

農地・水路等の維持活動は多面的機能支払交付金で実施

### 地域資源活用

### 農業経営の共同化・法人化と多角化経営

平成20年に農作業受託組織を立ち上げ、平成25年には「結乃村農楽団」として農業生産法人化し、直売所や農家レストランを開業

### 生活支援

### 福祉部門への展開

狩猟等による鳥獣害対策を行うほか、福祉ワゴンの運航、独居や高齢者世帯などの見守り等、福祉活動にも拡大予定

### 活動内容と発展過程

#### ①農用地保全

- 中山間地域等直接支払
  - 1)農地、施設等の共同管理
  - 2)多面的機能支払地域を含めた農地利用のとりまとめ

集落協定

共同作業組合



#### ②地域資源活用

- 農業生産と生産物を活用した経済活動の創出
  - 1)集落営農(法人)の設立
  - 2)直売所、農家レストランの運営
  - 3)体験農業、オーナー制度の展開

農事組合法人



#### ③生活支援

- 暮らしを互助するソーシャルビジネス
  - 1)福祉ワゴン、見守りの実施
  - 2)鳥獣害対策の実施

町内会

農事組合法人

### 組織体制

### 見祢結乃村未来協議会

#### 農用地保全

- 中山間地域等直接支払集落協定
- 見祢営農改善組合

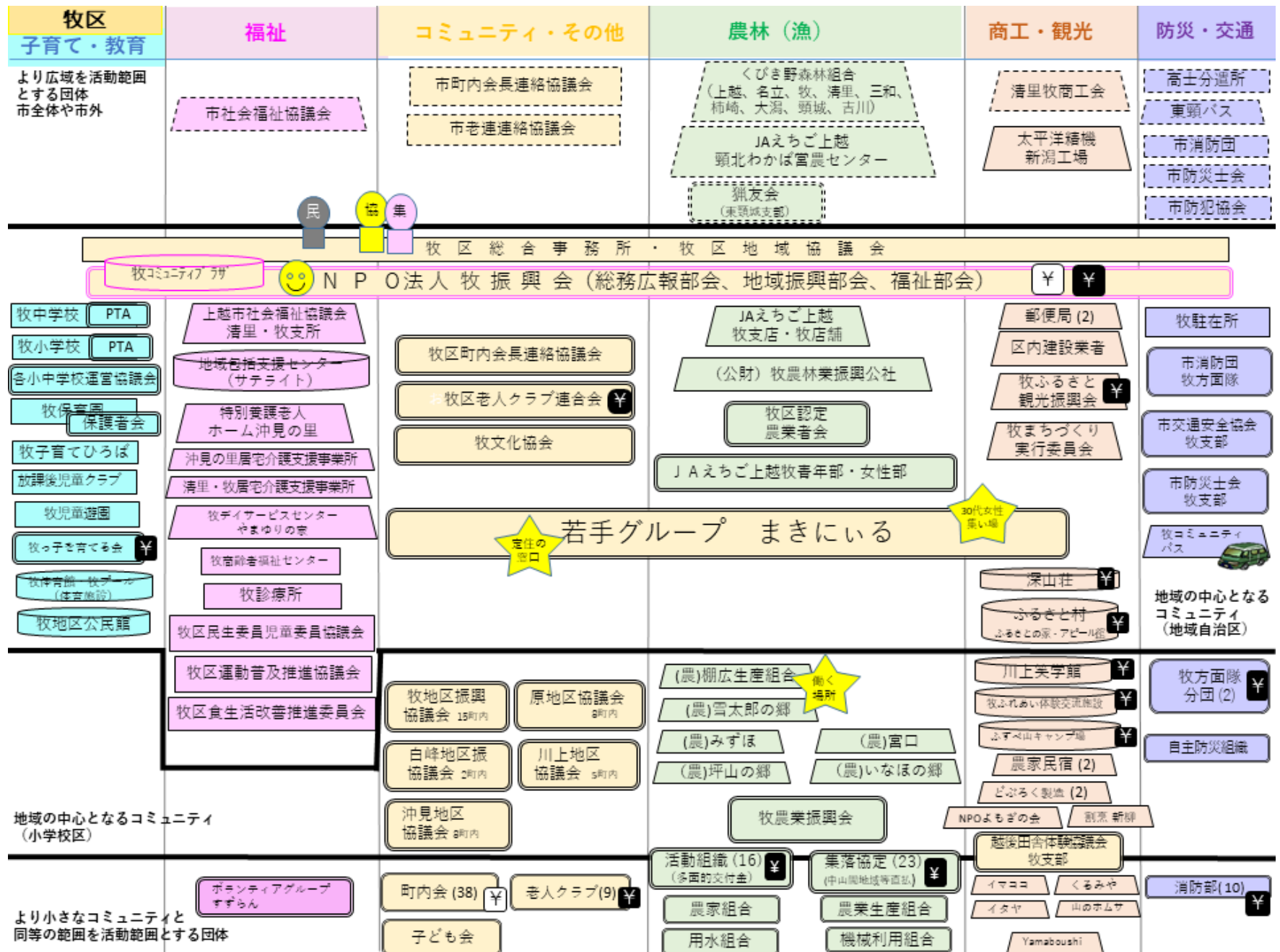
#### 地域資源活用

- 農事組合法人 結乃村農楽団

#### 生活支援

- 認可地縁団体
- 農事組合法人 結乃村農楽団

# 「にぎやかな過疎を目指して」ー参考① 牧区地元関係図(R5地区別まちづくりワークショップ)



## 複数集落を対象とした持続的な土地利用(再編)のイメージ

- 人口減少や高齢化が急速に進行する中山間地域においては、近年、更に人口減少が進行し、集落コミュニティの脆弱化が懸念されるとともに、様々な政策努力を払ってもなお農地としての維持が困難な土地が増大。
- このため、地域の話し合いを通じ、守るべき農地を明確化し、従来手法では維持困難な農地については、地域内外の新たな人材等呼び込みながら、放牧、蜜源作物、緑肥作物等、省力作物による粗放的利用等により農用地を保全。

担い手への集積・集約化が困難な農地について、農村RMOを中心に農用地保全に向けた土地利用を検討

「にぎやかな過疎を目指して」ー参考③ 関係する各種支援施策の例 ～農業者等が主体となるもの～

支援策名称	概要	支援対象 (取組主体)	所管等
中山間地域等直接支払交付金	生産条件が不利な中山間地域の農地や農道・水路等を適切に管理する農業者等に対する支援や、これを下支えするための地域維持・振興に向けた取組への支援	集落・農業者等	農林水産省 (新潟県・上越市)
農林水産物等マーケティング活動支援事業補助金	農林水産物を有利に販売するため、各種マーケティング活動(首都圏への営業活動やオリジナル販売促進資材の作成、ECサイトの開設・出品等)に取り組む意欲ある農林水産業者への支援	農林水産業者	上越市
中山間地域振興作物生産拡大事業補助金	荒廃する恐れがある水田に山菜等の振興作物を作付けしようとする農業者への支援	農業者	上越市
農山漁村振興交付金 (中山間地農業推進対策)	農村RMOの形成に向けたビジョンの作成や試行的な取組、新たな収入源の確保等に対する支援	地域の組織等	農林水産省
農山漁村振興交付金 (最適土地利用対策)	農地利用の在り方を定めるための地域での話合いや、これに基づく各種取組(省力的な作物作付け、鳥獣被害緩衝帯としての植林等の粗放的な管理を含む)への支援	地域の組織等	農林水産省

※いずれの支援策も活用に当たり、支援要件の確認と関係者間の十分な話合いが必要



「にぎやかな過疎を目指して」－参考③ 関係する各種支援施策の例 ～農村地域が主体となるもの～

支援策名称	概要	支援対象 (取組主体)	所管等
新潟県地域運営組織の設立・活動支援事業補助金	新たに設立する地域運営組織や、設立した地域運営組織が取り組む地域活性化に向けた取組への支援	地域の組織等	新潟県
ふるさと支え合い等推進事業補助金	集落づくり推進員等とともに取り組む地域課題解決や地域活性化に向けた取組への支援	地域の組織等	上越市
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	基幹集落と周辺の集落との間でネットワークを形成し、生活の営み(日常生活支援機能)を確保と生産の営み(地域産業)を振興するために地域の組織等が行う取組を支援	地域の組織等	総務省
地域おこし協力隊の導入による活動支援	市外から移住して地域の活性化等に取り組む人材となる「地域おこし協力隊」の確保・活用	集落・地域	総務省 (上越市)
集落づくり推進員による活動支援	集落や地域の課題をきめ細かに把握し、行政と連携しながらその課題解決に向けた取組を支援する「集落づくり推進員」の活用	集落・地域	総務省 (上越市)

※いずれの支援策も活用にあたり、支援要件の確認と関係者間の十分な話し合いが必要



## 牧区地域協議会の活動状況

会議は原則、毎月第3火曜日に開催しています。  
どなたでも傍聴できますので、お気軽にお越しください。

### ■ 5月21日（火）

- 第1回牧区地域協議会  
・会長及び副会長の選任 等

### ■ 6月11日（火）

- 牧区地域協議会勉強会

### ■ 6月25日（火）

- 第2回牧区地域協議会  
○牧区地域協議会だより第61号発行

### ■ 7月16日（火）

- 第3回牧区地域協議会

### ■ 7月30日（火）～ 8月7日（水）

- 地区懇談会参加

### ■ 8月1日（木）

- 地域協議会ファシリテーション研修  
正副会長意見交換

### ■ 8月20日（火）

- 第4回牧区地域協議会

### ■ 9月17日（火）

- 第5回牧区地域協議会

### ■ 10月15日（火）

- 第6回牧区地域協議会

### ■ 10月27日（日）

- 「イタヤカエデの山里づくり」（提案）

### ■ 11月15日（金）

- 4区地域協議会委員合同研修会

### ■ 11月25日（火）

- 区内視察研修

### ■ 12月17日（火）

- 第7回牧区地域協議会

## 「イタヤカエデの山里づくり」の開催（10月27日、牧コミュニティプラザ）



上越里山倶楽部の梨本氏による講演会

牧区地域協議会では牧区の今後の「農業・林業」について議論しています。イタヤカエデの幹からとれる樹液を煮詰めた「メープルシロップ」は牧区の宝です。「イタヤカエデ」を知ってもらうため、牧区地域協議会が提案し、上越里山倶楽部が「イタヤカエデの山里づくり」と題したイベントを開催しました。

当日は牧区内外から65人が訪れ、イタヤカエデに関する講演を聴いたほか、木工教室で木に触れて、作品づくりを楽しみました。

また、来場者全員がイタヤカエデの樹液で入れたコーヒーを味わい、牧区に自生する「イタヤカエデ」の魅力に触れていました。



牧区に眠る資源の掘り起こしと産業化の取組を知りました。牧区内外のさまざまな人に林業振興、特にイタヤカエデの魅力を伝えられたと思います。（清水副会長）

発行 牧区地域協議会

編集・お問い合わせ先 牧区地域協議会事務局（牧区総合事務所 総務・地域振興グループ 地域振興班）

TEL:025-533-5141 / FAX:025-533-5135 / E-mail:maki-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

## 4区地域協議会委員合同研修会の開催（11月15日、牧湯の里深山荘）



### 4区地域協議会委員合同研修会の様子

4区（中郷区、板倉区、清里区、牧区）の委員が集い情報共有をするとともに資質向上を図ることを目的に、合同研修会を毎年開催しています。今年度は牧区で開催し、59人が参加しました。今年の研修テーマは「地域おこし」とし、第1部では、各区の風景や特産品などの魅力を紹介する動画を視聴した後、各会長が地域協議会の活動状況を報告しました。

第2部では地域おこしの一策である「ふるさと納税」について、市総合政策課ふるさと応援室長から制度等の説明を受けるとともに、板倉区と牧区の地域おこし協力隊員から、ふるさと納税を活用した関係人口の創出に向けた取組事例や今後の展開について説明を受けました。

牧区の紹介動画にイマココと私を選んでくださりありがとうございました。研修会では他区の皆さんの取組や課題等を聞くことができ勉強になりました。（河野委員）

## 区内視察研修の実施（11月25日、牧区内）

牧区地域協議会では、「農業・林業」及び「体験・移住」について議論していることから、牧区の現状を把握するため、区内視察研修を実施しました。

牧農林業振興公社から中山間地域農業について、2地区の農業者団体から棚田地域振興の取組について説明を受けたほか、牧区内の施設を見学し、説明を受けました。



一棟貸し宿泊施設「コサクレム」視察の様子

講話等

**農業・林業分野**

- ・（公財）牧農林業振興公社
- ・棚田地域振興の取組（岩神・折居、泉）
- ・イタヤカエデの活用

視察先

**体験・移住分野**

- ・コサクレム・山のホームサ（高尾）
- ・アンテナショップ牧っていいね（落田）
- ・雑貨とカフェ イマココ（柳島）

牧区の新たな魅力を発見する良い機会となりました。  
次はこの魅力を私たち協議会委員から発信していく方法を考えたいです。（梨本委員）

★★★牧区地域協議会の活動状況はホームページでご覧いただけます。★★★

ホームページアドレス：<https://www.city.joetsu.niigata.jp/life/6/56/>

